沼津市高齢者サロン登録制度実施要領

平成28年6月23日部長決裁

(目的)

第1条 高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるまちづくりの推進に資する ため、地域の高齢者の健康づくり、生きがいづくり、居場所づくり、見守り等を積極的 に行う活動を、市が沼津市高齢者サロンとして登録し、広く市民に周知することにより、 まち全体の高齢者支援体制の向上を図ることを目的とする。

(参加者)

第2条 沼津市高齢者サロンは、主として沼津市在住の65歳以上の高齢者を対象に実施するものとする。

(沼津市高齢者サロンの要件)

- 第3条 沼津市高齢者サロンは、次に掲げる要件を備え、地域の高齢者の健康づくり、生きがいづくり、居場所づくり、見守り等を積極的に行い、政治活動又は宗教活動を目的としないものとする。
 - (1) 運営スタッフを除いた、前条に定める参加者が5名以上であること。
 - (2) おおむね月1回以上開催していること。
 - (3) 沼津市内で、原則として参加者が歩いて集まることができ、又は送迎等があり、継続した開催が可能な場所であること。
 - (4) 参加費等を徴収する場合は、利用前に説明すると共に、施設内に分かりやすく表示していること。

(申請)

第4条 沼津市高齢者サロンとして登録を受けようとする活動運営主体(以下、「申請者」 という。)は、沼津市高齢者サロン登録申請書(第1号様式)に必要な書類を添付して、 市長に提出しなければならない。

(審查)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、沼津市高齢者サロン登録申請書 及び必要に応じて行う実地調査により、第3条に定める要件に適合するか否かを審査す るものとする。

(登録)

第6条 市長は、前条の規定による審査により第3条の要件に適合すると認めた活動を、 沼津市高齢者サロンとして登録するものとする。

(登録証の交付等)

第7条 市長は、前条の登録を行ったときは、沼津市高齢者サロン登録証(第2号様式。 以下「登録証」という。)を申請者に交付するものとする。 2 市長は、沼津市高齢者サロンについて、市のホームページ、広報紙等により、広く周知するとともに、沼津市高齢者サロンに対し、認知症サポーター養成講座、出前講座、市民ボランティアの派遣等、必要な支援を行うものとする。

(変更の届出)

- 第8条 沼津市高齢者サロンは、第4条の規定により申請した内容に変更が生じた場合には、沼津市高齢者サロン変更届出書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。 (登録の取消し)
- 第9条 市長は、登録した沼津市高齢者サロンが次の事項に当てはまるときは、登録を取 消すことができる。
 - (1) 活動を廃止、又は休止したとき。
 - (2) 第3条に規定する要件に適合しなくなったと認めるとき。
 - (3) 偽りその他不正な手段により登録証の交付を受けたとき。
 - (4) その他沼津市高齢者サロンとしての登録が適当でないと認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により登録を取消したときは、沼津市高齢者サロン取消し通知書 (第4号様式)により、当該沼津市高齢者サロンに通知するものとする。
- 3 第1項の規定により登録を取消された活動運営主体は、速やかに登録証を返還しなければならない。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成28年7月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この改正は、令和3年4月27日から施行する。

(経過措置)

- 2 この改正の施行の際現にある改正前の様式(次項において「旧様式」という。) により使用されている書類は、この改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この改正の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、調整して 使用することができる。

第1号様式(第4条関係)

沼津市高齢者サロン登録申請書

年 月 日

(宛先) 沼津市長

(申請者) 名称

代表者氏名

沼津市高齢者サロン登録制度実施要領第4条の規定により、下記の通り申請します。

記

(フリガナ) 名称				
活動場所 (会場名・住所)			送迎	有・無
主催者名				
定員・スタッフ数		定員	スタッフ数	
	電話番号	TEL	FAX	
 声级 先	E-mail			
連絡先	住所			
	担当者 氏名			

※裏面もご記入ください。

(裏面)

開催頻度 (開催日時)			
参加費等	金額	表示方法	
活動内容			
活動実績等			
市ホームページ 冊子等への掲載	□希望する	□希望しない	

私は、申請にあたり次に掲げる事項について遵守することを誓約します。

- 1 事故防止等安全管理を徹底する。
- 2 食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号) 等の公衆衛生に関する法律等を遵守する。
- 3 沼津市職員等の受け入れを行う。
- 4 社会福祉協議会等が行うボランティア養成研修等への積極的な参加に努める。

年 月 日

申請者名		
中頭石石		

【留意事項】

- 1 本制度は事業所の商品やサービスに資格や保証を与えるものではありません。
- 2 本制度を利用した契約等でトラブルが発生した場合、市は責任を負いません。

沼津市高齢者サロン

登録証

名 称

会場

主 催 者

沼津市長 印

登 録 番 号 第 号

登録年月日 年 月日

沼津市高齢者サロン変更届出書

年 月 日

(宛先) 沼津市長

名称 代表者氏名

沼津市高齢者サロン登録制度実施要領第8条の規定により、下記の通り内容の変更を 届出ます。

記

- 1 登録番号 第 号
- 2 変更内容

変更前	変更後

		省	軍市局断者サロ	ン取消し囲知書			
					年	月	日
		様					
				沼津市	ī長		印
	沼津市高齢者サロ ので通知します。		度実施要領第9	条の規定により、	下記の通り	登録を	取消し
			記				
1 2	登録番号 取消しの理由	第	号				
1							